

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊人安第25号

令和4年1月27日

認知症の疑いがある高齢者等の安全・安心の確保に向けた市町村との連携強化について（通達）

県内における将来の人口推計においては、総人口が年々減少を続ける中、高齢化率は増加の一途をたどると予測され、今後も高齢者人口の伸びが見込まれるところである。

また、高齢化の進展に伴い、令和7年には県内高齢者の5人に1人となる約10万人が認知症有病者との将来推計が示されていることに加え、警察においても、行方不明事案や保護事案のうち、認知症やその疑いのある者の取扱いの割合は、年々増加傾向で推移している現状にある。

県警察では、令和4年運営重点等において、「子供・女性・高齢者を始めとした県民を犯罪等から守る取組の推進」を掲げ、各種取組を推進しているところ、前述の社会・人口構造の変化に的確に対処していくには、関係機関等と緊密に連携して高齢者等を犯罪等から守る取組を着実に行うことが求められる。

そこで、各種警察活動で発見した認知症高齢者（認知症の疑いがある高齢者、若年性認知症の人を含む。以下「認知症高齢者等」という。）を確実に行政支援に結びつけ、行方不明の再発防止や各種事件・事故の未然防止を図るなど、認知症高齢者等の安全・安心を確保するため、熊本県認知症対策・地域ケア推進課との申合せを行い、令和4年2月1日から、県内の市町村との間で、「認知症の疑いがある高齢者等連絡票」（以下「連絡票」という。）を用いて認知症高齢者等の情報を共有する取組を下記のとおり開始することとしたので、各所属にあつては、効果的な運用に努められたい。

なお、本通達の施行に伴い、「認知症の疑いがある高齢者等の安全・安心の確保に向けた熊本市との連携強化について（通達）」（令和3年8月20日付け熊人安第118号）は廃止する。

記

1 目的

行方不明や事件・事故に巻き込まれるおそれが高いなど、生命、身体又は財産に危険が及ぶおそれがある認知症高齢者等の情報を、当該認知症高齢者等の住居地を管轄する市町村（以下「管轄市町村」という。）と共有し、確実な行政支援を行うことにより、認知症高齢者等に係る行方不明の再発防止や各種事件・事故の未然防止を行うなど、認知症高齢者等の安全・安心を確保することを目的とする。

2 情報提供の対象

警察職員が各種警察活動を通じて把握した認知症高齢者等のうち、前記1の目的を達成するために、管轄市町村への情報提供が必要と認められる者の住所、氏

名、生年月日その他管轄市町村による支援や地域における見守り活動を行う上で必要と認められる情報

3 情報提供の要件

管轄市町村へ情報提供を行う場合は、次に掲げる要件を充足すること。

(1) 認知症高齢者等の居住地

認知症高齢者等の居住地が、原則として熊本県内であること。

(2) 養護者の同意

原則として、養護者（認知症高齢者等の世話をしている家族、親族、同居人等）から管轄市町村への情報提供について同意が得られること。

ただし、認知症高齢者等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急に情報提供を行う必要があると認められる場合は、養護者の同意の有無にかかわらず、情報提供を行うことができるものとする。

(3) 情報提供の必要性

対象となる認知症高齢者等について、今後、行方不明となるおそれが高い、交通上危険であるなど、認知症高齢者等の生命、身体又は財産に危険が及ぶおそれがあり、かつ、管轄市町村による当該認知症高齢者等やその養護者に対する支援が必要と認められるものとする。

4 情報提供の実施要領

(1) 市町村との申合せ等

本取組が円滑に進められるよう、あらかじめ管内の市町村担当課と情報提供の担当者を指定するなど連絡要領等について申合せを行うとともに、個人情報取扱いについて細心の注意を払うよう申し入れること。

(2) 情報の集約と養護者の同意

警察署員は、各種警察活動を通じ、前記3の要件に該当する認知症高齢者等を発見した場合は、当該認知症高齢者等に係る保護カード、相談等カード、情報報告書、キャッチ&アクション制度等で把握した事項を関係課を経由して、速やかに生活安全担当課に報告することとし、認知症高齢者等に関する情報を生活安全担当課に集約すること。

また、認知症高齢者等に関する事案の取扱いにおいて、養護者に接する機会があれば、警察が把握した情報を管轄市町村に提供する趣旨を説明し、同意を得よう努めることとし、養護者からの同意の有無を生活安全担当課に併せて報告すること。

生活安全担当課は、養護者からの同意が得られなかった旨の報告があった場合は、当該養護者に対して、適宜面接又は電話により、同意を得よう努めること。

(3) 管轄市町村への事前照会及び情報提供

警察署長は、生活安全担当課において集約した認知症高齢者等の情報のうち、管轄市町村への情報提供が必要と判断した場合は、管轄市町村の長（認知症高齢者等担当課取扱い。）に対し、当該認知症高齢者等の把握状況を電話等で事前

に照会すること。

照会の結果、管轄市町村において未把握の認知症高齢者等の場合は、連絡票（別記様式第1号）を作成して管轄市町村へ持参又は郵送により情報提供することとし、管轄市町村において既把握の場合は、口頭による情報提供を行うこと。

なお、いずれの場合も情報提供の実施状況を把握・管理するため、生活安全担当課において、「認知症の疑いがある高齢者等情報提供管理簿」（別記様式第2号）を備え付け、必要事項を記載すること。

(4) 居住地を管轄する警察署への情報提供

連絡票を用いて管轄市町村の長へ情報提供を実施した警察署長は、当該認知症高齢者等が自署の管轄外に居住する者であった場合には、認知症高齢者等の居住地を管轄する警察署長に対し、認知症高齢者等の取扱い状況について情報提供を行うこと。

5 運用上の留意事項

- (1) 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第8条第2項は、他の実施機関へ情報を提供する場合の例外として、「本人の同意があるとき」、「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき」、「警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外の者に個人情報を提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると認められるとき」と規定している。

警察と市町村の間における情報共有は、この規定に基づき運用するものであり、個人情報の取扱いには十分留意すること。

- (2) 市町村への情報提供に当たっては、認知症高齢者等本人の同意を要件とはしないものの、説明する機会がある場合には、記憶障害、見当識障害等を伴う認知症の特性に配慮した説明を行い、可能な限り本人の同意を得るように努めること。

- (3) 情報提供は、市町村との合意に基づき運用するものであり、市町村に何ら法的義務を生じさせるものではない。

よって、情報提供後の措置について市町村から意見を求められた場合は、適切かつ簡潔な説明を行うこととするが、その際、市町村に過度な負担を求めるような言動を行わないこと。

- (4) 上記4(3)により、連絡票を作成した認知症高齢者等の情報は、交通担当課と情報共有を行い、「「キャッチ&アクション」システムの運用について（通達）」（令和2年12月3日付け熊交企第498号）に基づき登録すること。

- (5) 熊本市内居住の認知症高齢者等を熊本市へ情報提供する取組は、令和3年9月1日から運用を行っているところ、熊本市健康福祉局福祉部高齢福祉課（以下「高齢福祉課」という。）との申合せに基づき、今後も引き続き、熊本市への

事前照会及び情報提供は、熊本市長（高齢福祉課取扱い。）に対して行うこと。

- (6) 本通達は、既に警察署と市町村との間で協定等を締結し、認知症高齢者等の情報を共有している取組を妨げるものではないことに留意すること。
- (7) 情報提供に関する好事例、運用による効果等があれば、その都度、人身安全対策課を経由して報告すること。

※ 別記様式（略）